

競争入札参加者心得

(令和8年度版)

原材料編

宇都宮市 理財部 契約課

電話 028-632-2163~2165

FAX 028-632-2166

http://www.city.utsunomiya.tochigi.supercals.jp/keiyaku_kouji/

(令和8年6月作成)

目 次

1.	趣旨	3
2.	関係法令等の遵守.....	3
3.	公正な入札の確保.....	3
4.	入札参加について.....	3
5.	入札執行について.....	3
6.	無効とする入札.....	4
7.	入札の中止等	5
8.	入札の辞退	5
9.	開札	6
10.	再度入札	6
11.	落札者の決定	6
12.	落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合の落札者の決定	6
13.	異議の申立て	7
14.	入札結果	7
15.	落札決定後の契約辞退.....	7
16.	契約書の提出	7
17.	議会の議決を必要とする契約の締結.....	8
18.	談合情報に対する対応.....	8
19.	暴力団員等から不当な介入を受けた場合の通報報告義務	8

20. 見積への準用	8
【表 ー 1】 工事用原材料発注標準及び指名業者数基準	9
【資料ー 1】 電子くじについて	10
【記載例ー 1】 入札書記載例	2
【記載例ー 2】 委任状記載例	3
【記載例ー 3】 契約書記載例	5
【記載例ー 4】 課税（免税）事業者届出書	6

宇都宮市競争入札参加者心得

1. 趣旨

この心得は、宇都宮市が発注する建設資材（工事用原材料）の購入契約の締結について、競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項について定めたものです。入札にあたっては、この心得を承知のうえ参加してください。

2. 関係法令等の遵守

入札参加者は、地方自治法，同法施行令，宇都宮市財務関係規則，宇都宮市契約事務取扱規程その他関係法令並びにこの心得を遵守してください。

3. 公正な入札の確保

入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（独占禁止法）等に抵触する行為を行ってはなりません。

4. 入札参加について

- (1) 入札参加者は、指名通知の内容を確認し、設計図書（設計書，仕様書をいう。以下同じ。）を熟知のうえ入札に参加してください。この場合、設計図書の内容に疑義があるときは、その内容について質問することができます。
- (2) 指名競争入札における指名の通知は、宇都宮市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行います。通知があった場合、指名通知書及び設計図書を確認のうえ、定められた日時までに入札書を送付してください。
- (3) 指名通知書や設計図書等は、宇都宮市入札情報システムに掲載します。ダウンロードして、事前に内容を確認してください。
- (4) 入札参加者は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカード（以下ICカード）を事前に取得し、電子入札システムより利用者登録を行ってください。なお、入札においては、開札日時において有効期間内のICカードを使用して行ってください。
- (5) 入札参加者及び指名業者名は、落札者決定後公表します。

5. 入札執行について

(1) 入札回数

入札回数は、指名通知書で指定がある場合を除き、初度入札を含め2回までとします。最終入札の結果、最低入札価格と予定価格との間に相当の差があるときは入札を不調とします。ただし、最低入札価格が予定価格を上回っていても、その差が小額であるときは、随意契約に移行します。この随意契約の見積回数は最

大3回までとします。

(2) 入札書等の提出

入札参加者は、入札書を提出してください。

ア. 電子入札による場合

入札参加者は、指定の日時までには、ICカードを使用して電子入札システムにより送付してください。

なお、指定した時刻までに入札書が送付されない場合には失格となります。

イ. 来庁入札による場合

入札参加者は、指定の日時に指定の場所において入札書等を提出してください。なお、指定した時刻までに入札会場に入場しない者は失格となり、その入札には参加できません。

入札書は、2つ折りにして入札執行職員に提出してください。封筒等は不要です。

(3) 入札価格について

入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(課税事業者にあつては、税抜き金額)を入札価格として入力又は記載してください。

来庁入札において入札書に記載する金額は、アラビア数字(0, 1, 2, 3, …, 9)を用いて正確に記入し、金額の頭書には、¥の記号を付けてください。入札書は、鉛筆その他消えやすい用具を使わず楷書で丁寧に記入してください。また、誤って記入したときは、入札金額を訂正せずに新しい入札書を使用してください。

(4) 来庁入札の代理

代理人が入札する場合は、代表者又は年間受任者からの委任状を同時に提出してください。入札書には、入札参加者の所在地、商号又は名称のほか、代理人が記名しなければなりません。入札書の責任者及び担当者氏名並びに連絡先を記載しない場合は、押印した入札書を提出しなければなりません。

入札参加者は他の入札参加者の代理をすることはできません。

代理人は、同一の入札において2人以上の代理をすることはできません。

(5) 入札書の引換え等の禁止

一度送付又は提出した、入札書や委任状等の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(6) 入札の不成立

入札参加者が1者のみである場合には、その入札は成立せず、中止となります。

6. 無効とする入札

次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とします。

(1) 全ての入札に適用

- ア. 入札に参加する資格のない者がした入札
- イ. 入札に際して虚偽又は不正の行為があった入札
- ウ. 明らかに談合によると認められる入札又は談合の疑いが払拭できない入札
- エ. 入札書が真正なものであることが確認できない入札
- オ. その他指定した入札条件と合致しない入札

(2) 電子入札に適用

- ア. 特定の電子認証を受けていない入札書による入札
- イ. ICカードを不正に使用した入札
- ウ. 開札日時において、有効期限を過ぎるICカードを使用して行った入札

(3) 来庁入札に適用

- ア. 指定の入札書を使用しない入札
- イ. 入札者の所在地、商号又は名称及び代表者氏名のない入札書による入札
- ウ. 入札書の責任者及び担当者氏名並びに連絡先の記載がなく、かつ、入札者の押印のない入札書による入札
- エ. 浸透印（朱肉が不要な印）による入札
- オ. 入札書の金額を訂正した入札
- カ. 入札書の記載事項が不明瞭で判読できない入札
- キ. 代理人が委任状を持参しなかった入札
- ク. 代理人が入札する場合、代理人の記名のない入札書による入札
- ケ. 同一の入札において他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

7. 入札の中止等

- (1) 入札参加者が談合し、又は不正不穩の行動をするなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を中止、延期することがあります。
- (2) 市が必要と認めるときは入札の執行を中止、延期又は取り消すことがあります。上記の場合において、入札とは指名通知から落札の決定までを言います。
- (3) 天災その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を中止することがあります。
- (4) 第1項から第3項において、当該入札のために要した費用を市に請求することはできません。

8. 入札の辞退

- (1) 指名通知を受けた者は、開札の開始以前は、いつでも入札を辞退することができます。この場合、電子入札の場合は電子入札システムで、来庁入札の場合は書面で入札辞退届を契約課に提出してください。

なお、緊急により、あらかじめ入札辞退届を提出できない場合には、辞退する

旨を連絡することでこれに代えることができますが、速やかに、入札辞退届を書面により提出してください。

来庁入札の入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を提出することで辞退することもできます。

- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名競争入札参加等について不利益な取扱を受けるものではありません。

9. 開札

- (1) 電子入札の場合

開札は、立会人を置くことなく、公告で指定した、開札日時・場所において行うものとします。

- (2) 来庁入札の場合

ア. 開札は、入札場所において入札終了後直ちに入札者の立会いのもとで行います。

イ. 開札にあたっては、原則として最低の価格をもって申込みをした者とその価格のみを発表しますので、内容に疑義のある方は即刻申し出てください。

ウ. 入札が無効になった者は、その後の再度入札には参加できません。

エ. 代理人が入札をする場合は委任状が必要です。

10. 再度入札

- (1) 開札をし、予定価格の制限の範囲内での価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行います。

- (2) 再度の入札の回数は、1回とします。再度入札に参加することができる者は、その1回目の入札に参加した者とします。ただし、1回目の入札で第7の規定により無効とされた者や辞退を行った者及び失格となった者は参加することはできません。

- (3) 再度の入札の結果、予定価格の制限の範囲内での価格の入札がないときは、不調とします。ただし、最低入札価格と予定価格との差が小額であるときは、その価格をもって入札した者と随意契約に移行します。なお、この随意契約の見積回数は最大3回までとします。

11. 落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

12. 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合の落札者の決定

落札者となるべき同価の入札をした者が、2者以上あるときは、速やかにくじ引きを行い、落札者を決定します。

また、電子入札の場合は、電子くじで落札者を決定します。ただし、落札者が失格となり、残りの同価入札者が2者以上あった場合は、来庁により落札者の順位を決定します。

なお、くじ引きを辞退することはできません。もし、電子くじ以外の方法によるくじ引きで、くじを引かない者がある場合においては、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定します。

※ 電子くじについては「資料-3 電子くじについて」を参照してください。

13. 異議の申立て

入札を行った者は、入札後、この心得、宇都宮市財務関係規則等の関係規則、設計図書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

14. 入札結果

入札結果は、原則として落札決定の翌日以降に、契約課及び1階の行政情報センターにおいて経過調書の閲覧により公表します。

また、後日入札情報システムでも入札結果の概要を公表します。

15. 落札決定後の契約辞退

落札決定後、落札者は、契約締結を辞退することはできません。ただし、やむを得ぬ事情があるときに限り辞退を認めることとしますが、その場合には、宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止の対象となります。

16. 契約書の提出

(1) 市の発注する建設資材（工事用原材料）の購入は、電子契約サービスを利用して契約締結する場合と紙媒体にて契約締結する場合があります。落札者の任意により選択することが可能です。

なお、落札決定の通知は、入札参加有資格者名簿に登録のあるメールアドレス宛に送信します。

(2) 電子契約サービスを利用して契約締結する場合、落札者は、落札決定の通知を受けた後、契約予定日の2日前（閉庁日を除く）までに、電子契約利用申出書兼同意書及び指定された契約関係書類を指定メールアドレスに提出してください。

なお、電子契約サービスは宇都宮市が指定する者を利用してください。

(3) 紙媒体にて契約締結する場合、落札者は、落札決定の通知を受けた日の翌日から7日以内（市の休日を含む。）に契約書及び指定された契約関係書類を契約課窓口を持参してください。

(4) 落札者が、前項の期限内に契約書を提出しないときには、その落札は効力を失います。

- (5) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しない場合には、入札参加停止措置の対象となることがあります。
- (6) その他、詳細については、落札決定の通知とあわせて送信する「契約締結の案内」を確認してください。

17. 議会の議決を必要とする契約の締結

- (1) 議会の議決を経なければ締結できない契約（予定価格が6千万円以上の物品の買入れ）の仮契約書の作成については、議会の議決を必要としない契約の契約書と同様に作成してください。
※「16 契約書の作成」参照
- (2) 前項の仮契約を締結した場合は、議会議決日をもって本契約日とします。
- (3) 議会の議決を得られなかったときは、当該仮契約は失効します。

18. 談合情報に対する対応

入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、当初の予定どおり入札を執行し、その結果、情報どおりの事業者が最低価格者となった場合には、落札を保留し、当該入札参加者を対象に事情聴取を行います。調査の結果、談合の事実が確認されれば、当該入札を無効とします。また、談合の事実が確認されなくても、当該入札を無効とすることがあります。

なお、談合等（競売入札妨害や独占禁止法違反行為）が判明した場合には、入札参加停止の措置や損害賠償金を請求することがあります。

19. 暴力団員等から不当な介入を受けた場合の通報報告義務

契約の履行に当たり、供給者が暴力団員等から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で必ず速やかに警察署に通報し、捜査上必要な協力を行い、市の発注担当課に報告を行わなければなりません。

なお、供給者が暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、本市への報告や警察への通報を怠った場合には、入札参加停止の対象となります。

20. 見積への準用

見積を行うにあたっての手続きについては、この心得の規定を準用します。

【 表 - 1】 工事用原材料発注標準及び指名業者数基準

種 別	発 注 標 準 金 額	指名業者数
原材料購入	300万円以上	6者
	100万円以上 300万円未満	5者
	100万円未満	4者

【資料-1】 電子くじについて

電子くじの対象となる入札において、落札者となる者が2者以上ある場合は、電子入札システムにて落札者を決定します。

決定方法は、次の計算式で行います。

<電子くじの概要>

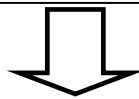
対象	電子入札システムで行われる原材料購入	
決定方法の要素とする数	(ア)	くじ抽選対象者が指定した数(くじ番号)と入札書提出日時の秒(ミリ秒単位の下3桁)の和 ⇒ 確定くじ番号
	(イ)	くじ抽選対象者数(同額で入札した複数の落札候補者の数) ※くじ抽選対象者とは…くじ抽選時において、同額で応札したすべての者とする。
入札書提出番号	(ウ)	入札書到達順にくじ抽選対象者に割り振った番号 ※0から順に割り当てる
決定方法	(ア)の合計÷(イ)=商・・余り (ウ)と余りが一致したものを落札者とする。	

<電子くじの手順>

電子入札参加者は入札時に任意の数字(3桁の整数)を記入し、「くじ番号」を指定します。また、指定したくじ番号と入札日時の秒(ミリ秒単位下3桁)の和を「確定くじ番号」とします。(和が4桁になる場合は、下3桁を使用します。)

※紙入札において、有効なくじ番号を指定しなかった場合、「1」と記載されたものとして扱います。

**開札
同価入札の発生**



① 【電子くじの概要】の決定方法による計算で「余り」を求めます。

② 入札書提出順に0から番号を振り、①で計算した「余り」が一致した者を「落札者」とします。

<具体的な事例>

入札参加者	入力くじ番号	入札書提出日時	確定くじ番号	くじ対象
A	864	H27.7.1 11時10分 12秒001	864+001 =865 865	○
B	521	H27.7.1 15時07分 16秒078	521+078 =599 599	—
C	961	H27.7.4 12時15分 24秒123	961+123 =1084 084	○
D	069	H27.7.2 16時00分 42秒023	069+023 =092 092	○

落札者の決定

入札参加者	確定くじ番号	入札書提出順
A	865	0
D	092	1
C	084	2

(くじ抽選対象者の確定くじ番号の和) ÷ (くじ抽選対象者数)

$$(865+092+084) \div 3 = 347 \text{ 余り } 0$$

よって入札書提出順が「0」のAを落札者とする。

入札書・委任状記載例
(来庁入札用)

【記載例－１】 入札書記載例

入 札 書

金額の訂正は無効とする。
金額の頭には¥記号をつけること。

入札金額	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
				¥	7	1	2	0	0	0	0

指名通知書と同じ件名

ただし、道路補修工事用材料（木材） 供給代金

上記金額で供給したいので、関係書類熟覧のうえ、宇都宮市財務関係規則を守り、

入札いたします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 宇都宮市長 佐藤 栄 一

責任者及び担当者氏名並びに連絡先を記載しない場合は押印。
使用印鑑を届け出ている場合はその印鑑。
浸透印（朱肉が不要な印）は不可。

住 所 宇都宮市〇〇町〇丁目〇番〇号
商号又は名称 株式会社 △ △ △ △
代表者氏名 代表取締役 □ □ □ □

印

上記代理人 △ △ △ △

代理人の氏名を記入

代表者又は年間委任者名を記入

責任者及び担当者氏名並びに連絡先の記入がある場合は、代表者印又は年間委任者印は不要です。

※以下を記載した場合、上記の代表者印及び代理人印が省略できます

発行責任者氏名 :
担当者氏名 :
連絡先電話番号 :
連絡先メールアドレス :

責任者と担当者が同一の場合でもそれぞれ記入してください。

【記載例－２】 委任状記載例

委 任 状

指名通知書の入札日
を記入すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 宇都宮市長 佐藤 栄 一

・代表者印は印鑑登録印
・年間委任の場合は受任者印
*使用印を届出ている場合
はその印鑑

住 所 宇都宮市〇〇町〇丁目〇番〇号

商号又は名称 株式会社 △ △ △ △

代表者氏名 代表取締役 □ □ □ □ 印

代表者又は年間委
任者名を記入

1 工事又は物件名 道路補修工事用材料 (木材) 指名通知書と同じ件名

2 工事又は納入場所 宇都宮市〇〇町

代理人本人の現住所を記入する

私は、住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名 △△△△ を代理人と定め、

上記の件に関する入札(見積)の一切の権限を委任します。

契約書記載例 (紙契約用)

物 件 供 給 契 約 書

落札決定を受けた日の翌日
から7日以内（休日含む）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 宇都宮市
宇都宮市長 佐藤 栄一 印

供給者 住所 宇都宮市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社 △ △ △ △

代表取締役 □ □ □ □

印

収入印紙は不要です

1 物 件 名 道路補修工事用材料（木材）

2 納 入 場 所 宇都宮市〇〇町

3 納 期 限 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

設計書に記載の納期を記載

※ ○日間 ⇒ 契約日を起算日
として計算する

4 供 給 金 額 ￥ 7, 6 9 5, 6 0 0

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ 6 9 9, 6 0 0）

5 契 約 保 証 金 免 除

上記の物件について、発注者と供給者は、次の契約条項に基づいて、物件供給契約を締結する。

この契約の証として本書を作成し、発注者及び供給者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

【記載例－４】 課税（免税）事業者届出書

課 税 （ 免 税 ） 事 業 者 届 出 書

契約日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 宇 都 宮 市 長

(住 所) 宇都宮市〇〇丁目〇番〇号
(氏 名) 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

下記の期間については、消費税及び地方消費税に係る課税（免税）事業者であるので、その旨届出します。

決算期間を記載
※決算期間内に契約日が含まれていること

記

自 令和〇〇年〇〇月〇〇日

課 税 期 間

至 令和〇〇年〇〇月〇〇日